

また、監査の結果、一部の実施機関において、地方自治法第171条の6に基づく履行延期の特約の手続きが適正にされないまま分割納入が事実上行われている事例、督促状や催告状の送付が行われず口頭による督促を実施した記録もない事例、債務承認などによる適切な時効中断手続が行われていない事例なども認められたところである。

現業員による法第63条による返還金等の横領事件においては、債権管理が適正に行われていないことがその要因となった事例も認められているところである。

については、都道府県等本庁においては、指導監査において、法第63条による返還金及び法第78条による徴収金について適正な債権管理が実施されているか、抽出した個別ケースの調定原議簿、債権管理簿、納入領収書（控）票等によって確認し、不適切な取扱いが行われていた場合には、口頭による指導だけでなく文書による是正改善の指示を行うことで是正改善結果を確認すること。

特に所長等幹部職員に対し、債権管理責任者が査察指導員との連携により、調定履行延期の特約の手続き、督促状や催告状の送付、納入指導及び債務承認などによる時効中断手続などについて、被保護者だけでなく、元被保護者である債務者及び債務者が死亡した場合の相続人に対しても適切に実施するよう指導を願いたい。

#### 才 年金、障害者自立支援給付等他法他施策の活用について

監査の結果、一部の実施機関において、年金受給権等の有無について、確認が十分ではない事例が散見された。また、先般、会計検査院より介護扶助又は医療扶助に係る障害者自立支援給付等の活用について、法令等に基づいて適切又は適正な活用が十分行われていないとの指摘を受けたところである。

については、都道府県等本庁においては、①日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」などを活用した年金保険料の納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間の確認、②障害がある場合はさらに主治医訪問等により傷病の初診日及び障害の程度について聴取するなどにより、年金受給権の可能性について検討し、可能性があると判断された場合は年金申請について被保護者に対し助言指導を徹底するよう管内実施機関に対し指導を徹底すること。

なお、障害年金に関しては、初診日の判断や身体障害者手帳の対象外の疾病でも支給対象になる場合があるなど専門的知識が必要な場合もあるため、年金調査員の非常勤任用等について管内実施機関に対し積極的に助言願いたい。

また、介護保険の被保険者以外の被保護者に係る介護扶助10割支給に係る障害者自立支援給付、人工透析等に係る更生医療及び精神障害者の精神通院医療等の優先活用などについての指導を徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、日常のケース審査の強化及びチェック表などを活用した一斉点検の実施等などによって、他法他施策の活用の徹底について指導を願いたい。

なお、介護保険の被保険者以外の被保護者に係る介護扶助10割支給に係る障害者自立支援給付の活用については、平成22年度における生活保護法施行事務監査の実施結果報告及び厚生労働省による都道府県・指定都市に対する生活保護法施行事務監査にかかる資料において、その検討状況等について報告を求めるとしているので留意いただきたい。

#### 九 診療報酬明細書の点検について

監査の結果、診療報酬明細書の点検について、特に資格点検及び縦覧点検が適切に実施されているか疑問がある実施機関が認められた。また、他の実施機関と比べ著しく極端に過誤調整率が低い実施機関が認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、「診療報酬の知事決定に伴う審査について」（昭和44年7月9日社保第166号厚生省社会局保護課長通知）に基づき、「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について」（平成12年12月14日社援保第72号厚生省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、診療報酬明細書の点検が適切に実施されているか指導監査において実地に確認し、必要な指導を行うこと。

なお、セーフティネット支援対策等事業費補助金における生活保護適正実施推進事業（（2）のア 診療報酬明細書点検等充実事業）において、外部委託等について資格点検も含め補助対象としているので、その活用についても併せて指導助言願いたい。

## キ 代理納付について

監査の結果、一部の実施機関においては、公営住宅家賃について、現に滞納が新たに発生しているにもかかわらず、代理納付制度の実施が遅れている又は滞納の発生状況について適宜、把握がされていないことが認められたところである。

また、介護保険料加算、公営住宅家賃等について、現に滞納が新たに発生しているにもかかわらず、当該被保護者の同意が取れることなどを理由に、支給方法を代理納付に変更していない事例が認められた。

生活保護における扶助のうち、介護保険料加算及び住宅扶助費等については、当該用途に充てるために、それぞれの実費を支給しているところであり、これらの扶助費が一般生活費に充当されることは生活保護制度の趣旨に反するものである。

については、都道府県等本庁においては、「生活保護制度における代理納付等の適切な活用等について」（平成19年10月5日社援保発第1005002号・社援指発第1005001号厚生労働省社会・援護局保護課長・総務課指導監査室長連名通知）等を踏まえ、未だ代理納付制度の実施が遅れている実施機関についてはその原因を分析の上、早急な実施を指導する一方、新たな滞納の発生情報が適宜、当該実施機関に提供されるよう関係部門等との調整を図ること。

また、所長等幹部職員及び査察指導員に対し、介護保険料加算及び住宅扶助費等について新たな滞納が発生している場合は速やかに代理納付に切り替えるよう指導を徹底すること。

なお、介護保険料加算の代理納付の実施については、「介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について」（平成12年9月1日社援保第54号厚生省社会・援護局保護課長通知）が平成18年3月31日社援保発第0331006号により改正され、被保護者の委任状は不要となっていので、あらためて申し添える。

## ク 現業員等による生活保護費の詐取等の不祥事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取及び懲戒処分を伴う事務け怠に係る国への報告が、今年度においては平成22年1月までに11件となっている。このような事件は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであることか

ら、他の実施機関においても、これらを他山の石として未然防止策の徹底が必要である。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第63条による返還金及び法第78条による徴収金並びに遺留金品等の取扱い、さらに日常の現業業務の進行管理などに問題が認められたところである。

については、「都道府県等本庁においては、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員、経理担当係長及び査察指導員等に対し、①担当者が起案した電子データが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ不適切に保護費が支給される可能性がある場合は電算システムの改修等を検討すること、②現業員等が現金を取り扱わざるを得ない場合においては、その手順及び相互牽制を含めた事務処理規程等を整備しその遵守状況を定期的に確認すること、③査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、さらにはチェック表などを活用した一斉点検の実施などを促進する一方、日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理を強化することについて、指導を徹底願いたい。

#### ケ その他、保護の決定実施に当たって特に留意すべき事項について

##### (ア) 訪問調査活動について

監査の結果、一部の実施機関において、年間訪問計画が策定されていない事例、新規開始居宅ケースであるにもかかわらず開始後1度も訪問されていない事例、1年以上にわたって面接すべき者と家庭内面接が行われていない事例など、訪問調査活動が訪問計画に沿って着実に実施されていない状況が認められた。

特に昨年度後半以降、新規申請及び開始が急増していることから、他の実施機関においても継続ケースに対する訪問調査活動に支障が生じているのではないかと憂慮される。

訪問調査活動は、これを通じて構築した被保護者との信頼関係を基に、最低限度の生活の保障と自立助長を行う現業活動の基本であることから、被保護者の生活状況等を実地に把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うため、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえた年間訪問計画を適切に策定の上、当該訪問計画に沿って着実に実施する必要がある。

については、都道府県等本庁においては、訪問調査活動が局長通知第12の1に基づき、訪問計画に基づき適切に実施されるよう管内の実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①毎月、訪問調査予定・実績表を確認すること、②訪問予定月に未訪問又は不在等で面接すべき被保護者と会えなかった場合は、その原因を確認の上、臨時訪問等を指示すること、③長期に不在が続く場合は、その理由を明らかにし、在宅予定日の確認又は訪問の時間帯の変更等調査方法を工夫するなどにより家庭内面接に努め、必要に応じて訪問計画を見直し訪問頻度を高めることについて、指導を徹底願いたい。

その際、被保護者本人からの（平成17年3月31日付け社援保発第0331003号厚生労働省社会・援護局保護課長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすことが出来ることについても助言願いたい。

#### （イ）病状の把握及び就労指導・就労支援の徹底について

監査の結果、一部の実施機関において、稼働年齢層で傷病を就労阻害要因と訴えている者に対し、主治医訪問及び嘱託医協議、必要に応じて検診を命じるなどによる病状の把握が適切に行われず、その結果、就労指導の可否等についての検討が不十分な事例が多数認められた。

特に昨年度後半以降、稼働能力を有する被保護者が急増していることから、保護の適正実施において、時期を逸しない病状の把握及び就労指導等の徹底が非常に重要となっている。

については、稼働能力の活用の判断については、局長通知第4及び課長通知第4

の1により示されているとおりであり、その結果、稼働能力の活用を図る必要がある被保護者については、「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」（平成14年3月29日社援発第0329024号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき「求職活動状況・収入申告書」を毎月徴収することで的確に就労・求職状況を把握した上で、局長通知第11の2に基づき、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「Ⅱの3稼働能力のある者に対する指導指示」を踏まえ、必要な指導指示を行うことについて、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

また、「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知）、「自立支援プログラム導入のための手引（案）について」（平成17年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）、「『生活保護受給者等就労支援事業』活用プログラム実施要綱について」（平成17年3月31日雇児発第0331019号・社援発第0331011号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）及び「生活福祉・就労支援協議会の設置について」（平成22年2月19日職発0219第3号・能発0219第2号・雇児発0219第3号・社援発0219第4号厚生労働省職業安定・職業能力開発・雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）などを踏まえ、都道府県生活福祉・就労支援協議会及び地域生活福祉・就労支援協議会を活用するなどによって職業安定行政等との連携を更に強化し、管内実施機関における就労自立支援体制の整備を更に図ること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①稼働年齢層で傷病を就労阻害要因と訴えている者については、主治医訪問及び嘱託医協議、必要に応じて検診を命じるなどにより病状の把握を定期的に行うこと、②稼働能力の活用の判断に当たっては、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど組織的に検討を行うこと、③「就労・求職状況管理台帳」を整備することで組織的に当該被保護者の就労・求職状況を把握の上、ハローワークなどへの同行訪問などを積極的に実施すること、④ハローワーク等関係機関との連携、就労支援員の配置又は増員による就労支援プログラムの強化、就労意欲喚起等支援事業及び生業扶助等の活用についても積極的に検討することについて、具体的に指導願いたい。

#### (ウ) 扶養義務の取扱について

監査の結果、一部の実施機関において、①扶養義務者の職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性が調査されず、そのため扶養能力調査が適切に行われていない事例、②管内に居住する重点的扶養能力調査対象者について、実地につき調査がされていない事例、③管外に居住する重点的扶養能力調査対象者について、文書により照会はしているが期限までに回答がないのにもかかわらず再度期限を付して照会をしていない事例などが認められた。実施機関によっては、そもそも局長通知第5について全く理解せず、把握された扶養義務者に対して一律に文書による照会をしているところも認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、扶養義務の取扱いについて、局長通知第5に基づき、別冊問答集第1編第5を踏まえ、管内の実施機関に対し指導を徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、局長通知第5の趣旨及び重点的扶養能力調査対象者の取扱いについて徹底願いたい。

なお、重点的扶養義務調査対象者に係る扶養能力調査及び扶養の履行状況の調査は年1回程度行うこととされていることに留意すること。

#### (エ) 要保護世帯向け長期生活支援資金制度（リバースモーゲージ）の活用について

監査の結果、一部の実施機関において、要保護世帯向け長期生活支援資金制度の活用が可能な世帯であるのにもかかわらず、必要な指導援助が行われていない事例が認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査等において要保護世帯向け長期生活支援資金制度の活用が可能な世帯であるのにもかかわらず未だにその活用が図られていない事例が認められた場合には、当該事例を個別に検討の上、必要な助言指導を行うこと。

(才) 実施体制の整備等について

a. 実施体制の整備について

監査の結果、増加する保護の相談や新規申請の処理に追われる中、一部の実施機関において現業員による継続ケースへの指導援助が不十分な事例が多数認められた。特に稼働可能な被保護者に対する就労指導又は就労支援については、時機を逸せずに適切に実施することが重要であることから、現業員の配置等実施体制の整備は喫緊の課題となっている。

については、都道府県等本庁においては、社会福祉法第16条に定められる現業員数の充足、査察指導の体制整備及び社会福祉主事有資格者の配置について指導すること。

また、職業安定行政その他の関係機関等との連携強化、自立支援プログラムの活用促進及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した面接相談員、就労支援員、年金調査員、診療報酬明細書点検員などの配置又は増員などによる実施体制の強化についても、指導監査の際にその必要性に応じ具体的な助言をお願いする。

その際、小規模の実施機関においては、単独では必要な人員の確保が困難な場合があることから、当該事業を複数の実施機関で共同実施するなど必要な調整及び支援についても検討願いたい。

b. 組織的運営管理について

監査の結果、一部の実施機関において、訪問調査活動、病状の把握及び就労指導・就労支援、扶養義務の取扱及び他法他施策の活用など生活保護の適正な決定実施の基本的事項に多数の問題が認められたが、これらの原因として、前年度の監査結果等が福祉事務所の生活保護業務の実施方針及び事業計画に反映されていないこと、査察指導員等によるケース審査が的確に行われずさらに現業員への指示事項に係る進行管理も徹底されていないなど、所長等幹部職員及び査察指導員による組織運営管理にそもそも問題があることが認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、年度当初に管内実施機関（福祉事務所）の実施方針及び事業計画が、「保護の実施機関における生活保護業務の実

施方針の策定について」（平成17年3月29日社援保発第0329001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「生活保護業務の実施方針の策定に関するQ&Aの送付について」（平成17年3月29日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）を踏まえ、前年度の監査結果や国の生活保護行政の重点事項等を反映するなど適切に策定されるよう助言指導を行った上で、指導監査に当たってその実施状況を確認すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、②現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、③チェック表などを活用した一斉点検の実施、④日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理の強化について、指導を徹底願いたい。

(3) 国が実施する監査等について

ア 平成22年度における監査計画について

国の実施する法施工事務監査は次の3つの類型に分類し実施することとしている。

【重点】毎年度、本庁及び複数の福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般A】毎年度、本庁及び一福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般B】毎年度、本庁監査（於：県市本庁）を実施。なお、福祉事務所に対する実地監査は隔年で実施。

3類型の対象都道府県・指定都市については、次のとおりであるので、対応方よろしくお取り計らい願いたい。

なお、重大な事件・事故等の発生を踏まえ、重大な問題を有すると判断した福祉事務所等については、必要に応じ特別監査等を実施することとしているので了知願いたい。

(ア) 重点監査：3都府市

東京都、大阪府、大阪市

(イ) 一般監査A：30道府県市

北海道、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、  
京都府、奈良県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、沖縄県  
さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、  
名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、相模原市

(ウ) 一般監査B：33県市

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、  
富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、  
兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、  
佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県  
札幌市、仙台市、広島市

※ 下線部については、本庁監査のみ実施予定。

また、監査資料については、管内福祉事務所の制度の運用状況及び本庁監査の実施状況を把握し、適確かつ円滑な監査を行う上で必要であるので、都道府県市本庁において誤りがないか確認の上、提出期限までに当室に必ず届くよう協力願いたい。平成22年度の監査資料の様式については、必要な改正を行い平成22年3月末に示す予定である。

#### イ 研修会等の開催について

平成22年度においては、以下の研修会等の開催を予定しているので、関係職員の派遣等についてご協力願いたい。

##### (ア) 新任生活保護査察指導員基礎研修会について

保護の実施機関においては、保護の決定等について適正な事務処理が必要不可欠であるが、近年、生活保護査察指導員の約2割は現業経験がなく、査察指導機能が著しく低下していることから、保護の相談・申請及び廃止における不適正な取扱い、生活保護査察指導員等の業務の管理が不十分なことによる現業員の保護費の詐取、不十分なケース審査や決定実施事務につけこまれた通院移送費の保護費不正受給のような事例が発生している状況にある。

このような状況を踏まえ、生活保護の適正な運営を確保するため、特に現業経験のない査察指導員に対して、下記のとおり研修を実施することとしている。詳細については、決定次第連絡することとしているので、関係職員の派遣等についてご協力願いたい。

##### ○ 新任生活保護査察指導員基礎研修会

対象者：現業経験のない生活保護査察指導員

開催時期：平成22年5月26日～28日（予定）

開催日数：3日

開催場所：首都圏

内容：査察指導業務の基本についての講義、事例発表及び意見交換 等

##### (イ) 全国生活保護査察指導に関する研究協議会について

一定の経験を有する生活保護査察指導員を対象に、下記のとおり研究協議会を実施することとしている。詳細については決定次第連絡することとしているので、管内福祉事務所等の関係職員の派遣等についてご配慮願いたい。

○ 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対象者：一定の経験を有する生活保護査察指導員

開催時期：平成22年8月25日～27日（予定）

開催日数：3日

開催場所：首都圏

内容：今求められる査察指導業務や自立支援についての事例発表及び研究協議 等

(ウ) 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議について

近年、保護の相談・申請及び廃止における不適正な取扱い、職員による保護費の詐取などの不祥事、通院移送費を悪用した多額の保護費不正受給事例など広範囲にわたり種々の問題が生じており、本庁における管内福祉事務所に対する指導監査の充実が求められている。このような状況を踏まえ、各都道府県・指定都市の生活保護指導職員を対象に下記のとおり、会議を実施することとしているので、監査班長など関係職員を派遣願いたい。なお、詳細については、決定次第連絡することとしている。

○ 生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議

対象者：各都道府県・指定都市の生活保護指導職員

開催時期：平成22年5月12日～14日（予定）

開催日数：3日

開催場所：首都圏

内容：国の監査の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換 等

(エ) ブロック会議の開催について

平成22年度においても、ブロック会議の開催を予定しているところである。詳細については、決定次第連絡することとしている。

生活保護法実行事務監査の実施について(平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知)  
「生活保護法実行事務監査実施要綱」別紙

**生活保護法実行事務監査事項**

(\* 下線及び取消線は、昨年度からの変更点である。)

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>1・保護の適正実施の推進</p> <p>(1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 面接相談時等における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(3) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4) <del>生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制がとられているか。手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、いわゆる急迫性の確認が的確に行われているか。</del></p> <p>(5) 相談内容、指導助言結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(6) 相談者に対し、「居住地がなければ保護申請できない」、「稼働年齢層は保護申請できない」、「自動車や不動産を処分しなければ申請できない」等の誤った説明を行ったり、扶養が保護の要件であるかのように説明するなど、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎み、保護申請の意思を確認しているか。</p> <p>また、申請の意思が表明された者に対しては、<u>保護申請に当たって事前に関係書類の提出を求める</u>ことなく、申請書を交付しているか。</p>